

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	介護保険法			法令番号	平成9年法律第123号		
手続名	指定情報公表センターの指定			根拠条項	第115条の42第1項及び第2項		
審査基準	<p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の42第1項及び第2項</p> <p>(2) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の11</p> <p>(3) 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）第140条の62</p>						
受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間(閉庁日を 含まない)	目次 No.
						標準経由期間	日